

2018年5月29日

重蓮寺問題

藤内 和光

◎昨年10月11日の臨時会で、開教拠点重蓮寺に関わる財産処分の承諾を求める件が上程されました。すでに昨年4月24日に参与会・常務会で可決されているという当局からの説明であります。私たちは、これまで、参与会・常務会で可決されている案件については、特別な理由が無い限り多く賛意を表してきました。しかし、この度の承諾を求める件については、採決に当たり議場を退場しました。

と、いうのは、4月24日に開催された参与会・常務会が、この度の宗教法人重蓮寺設立にあたっての一連の作業の中で、法規にかなった議決機関としての役割を果たしているとは、到底認められないからです。承諾を得ようとする前提そのものに疑義があるわけですから、その採決に加わるわけにはいかず、議場をあとにしたということです。

私たちは、4.24の参与会・常務会は、法人設立にあたってのすべての作業が完了したうえでの事後承諾に過ぎず、対外的には財産処分はすでに終了していて、そのことを議決する場とはなっていなかったと考えます。

ところで、この問題を取り上げるにあたり、2014.3.18に宗派と当該寺院との間で交わされた覚書と当該寺院が神奈川県庁に法人認証申請を提出するときに宗派が交付した宗教団体証明書が資料として5.22に請求しました。そして、25日に催促すると覚書については相手のあることだから相手の了解が必要であるといいながら、三日も経ったその時点で、未だ問い合わせもしていないという何とも、誠意を欠いた対応でありました。しかし、事務局長の労を煩わし、昨日、これらの書類のコピーを閲覧することが出来ました。資料請求に対して、速やかなる対応を求めるものです。覚書も宗教団体証明書も、宗派が当該寺院を一宗教法人として設立するにあたっての重要な記録であり、宗門の大事な資料であります。このようなことは改めて申すまでも無いことですが、宗務当局が宗務行政を執行する上で取得し得た情報や資料は、当局のものでも、まして宗務役員のものではなく、宗門のものであり、宗門人のものであるはずです。ここに、改めて、情報公開条例設置の必要性が強く思われることでもあります。

さて、この度の問題について、当局は、神奈川県庁が認証し、法務局が登記を受けたのであるから法律上なら瑕疵はないという説明をします。確かに、神奈川

県庁や法務局との手続き上の問題はないのかもしれませんが、だからと言って、宗門における手続きにおいても問題がなかったということにはなりません。そのことについても、当局は、2014年3月の覚書については、神奈川県庁の求めにより、内局の宗教法人設立に関わる宗務方針を示すものとして作ったもので土地・建物を重蓮寺に寄付するという予約契約ではないといたします。また、当該物件の所有権については、2016.12.5の法人登記の時点では、移転がなされているわけではなく、2017.4.24の参与会・常務会の議決を経て、2017.8.8、つまり不動産登記がなされた時に所有権移転がなされているため何ら問題はないとの見解を示しています。

ところで、2014.3.18の宗派と当該寺院との間で交わされた覚書には、当該寺院が宗教法人格を取得した時には、当該不動産の所有権移転登記手続きを宗派が行うと記されています。その覚書を締結したというのですから、法人設立時点で、宗派が当該寺院に基本財産として宗派財産を寄付するという内容の契約を交わした、あるいは、そのことを固く約束したということでしょう。当該寺院との約束ではありませんが、内実は神奈川県庁に対して宗門の固い意志を示すものであると言えます。なぜなら、当局が提出している資料によると、神奈川県庁から審査資料としての求めに応じるかたちで締結したということなのですから。つまり、神奈川県庁に対して、重蓮寺が法人を取得した時には、宗派財産の当該土地・建物を寄付するという宗門の約束でもあったといえるものです。

また、宗教団体証明書というのは、当該寺院が、神奈川県庁に宗教法人認証申請を提出した時に、大谷派が宗務総長の名で、当該土地・建物が重蓮寺の基本財産であるということを証明している書類であります。

つまり、覚書、宗教団体証明書によって、公的機関に対して、宗派として明確な約束、証明をしています。

当局は、認証時点では当該土地・建物の所有権は宗派のものであると言います。確かに、認証時点では宗派のものでしょう。ところが、証明書と覚書が一つになる時、土地・建物の所有権は移行したとの見立てのうえで、当該不動産を当該寺院の基本財産として神奈川県庁が認めることで、法人認証が与えられたのでしょう。しかし、その時点では寄付を受けるべき法人はまだありませんので、2016.12.5の宗教法人設立を俟って、所有権は重蓮寺に移行していると見るのが、覚書の内容とその後の神奈川県庁の対応を見る時、素直な受け取りではないでしょうか。

一方、当局は、所有権の移転は、不動産登記がなされた時だと言いますが、これは、あまりにも無理筋な話だといわざるを得ません。

所有権がいつ移転したかということも看過できない問題ですが、この度の問題の本

質は、この事案が財産処分案件であるにも拘らず、あたかも宗務の一般的な業務として処置されたところにあります。そのことは、昨日、同僚の渡辺議員の質問に対して、土肥参務が覚書は財産処分には該当しないとの答弁をされましたが、そこに如実に表れていると指摘せねばなりません。それは、覚書がすぐに財産処分を意味しないということなのかもしれませんが、逆に改めてお聞きしたい。財産処分を伴わない不動産の所有権移転ということはあることなののでしょうか。覚書に当該土地・建物の所有権を重蓮寺に移転すると記し、あるいは、宗教団体証明書で、宗派財産である土地・建物を重蓮寺の基本財産として証明するというとき、そこには、必然的に宗派の財産を処分することなく、寄付することも、基本財産として証明することもできないということです。つまり、寄付するという約束も、重蓮寺の土地・建物だと証明する行為にも、その前提に財産処分がなされなければそのようなことはありえないということ、財産処分抜きにしては、それらの行為は成り立たないということです。つまり、それ等の行為には財産処分が伴うということなのですから、そこには、必ず議会の議決が必要なのであります。表現を変えれば、議会の議決のないところで、如何なる権限があって、当該土地・建物を寄付するとか、重蓮寺の基本財産であると証明するとかが出来たのでしょうか。

それに対して、当局は議会の信任を得て行政を預かっている宗務執行の範囲内のことだとおっしゃるかもしれませんが、しかし、申すまでもありませんが、こと財産処分に関わることは、大きくその範囲を越えるものであります。

この度は、議会の承認を得ずして、覚書を締結し、宗教団体証明書を交付し、神奈川県庁の認証を受け、法人登記を済ませています。恰も、大谷派には議会など存在しないと言わんばかりの、作業手順であります。これを私たちは、議会無視そのものであると指摘しているのです。

そこでお尋ねします。なぜ、覚書締結以前、もしくは少なくとも設立認証申請以前に参与会・常務会を開催して、法人認証の時にはという付帯条件を付けて、当該物件を重蓮寺に寄付するという議決を得ようとしなかったのですか。もし、申請以前に参与会・常務会の議決は必要ではないという見解でしたら、議会に諮ることもなく、如何なる権限で宗務総長の名で、重蓮寺との間で寄付の契約を結んだり、重蓮寺の基本財産であるという証明が出来たのか、その法規上の根拠をお示しいただきたい。

次に、改めて手続き終了後に開催された参与会・常務会について確認したいと思います。

もし、参与会・常務会で否決されたら、どうするつもりでしたかと糺したとき、「た

ら」・「れば」という仮定の質問をしてはダメだというアドバイスを受けました。しかし、そうとは思いません。行政を預かる人たちには、常に、様々な事態や起こりうるあらゆる可能性に対して如何に対応し、処置するかが求められるからであります。

議会ですから、否決ということも充分考えねばなりません。もし、参与会・常務会で否決されていたら、当該寺院に対してどれ程の迷惑がかかることでしょうか。損害賠償請求を求められても致し方のない大失態です。

ここで、質問します。何故、そのようなリスクを孕んだ作業手順を取ったのでしょうか。それとも、必ず賛成を得られるという確信や秘策でもあったのでしょうか。あるいは、議会は当局案に賛成さえしていればいいのだ、などという議会を貶め、その存在自体を否定する認識がその根底にあつての選り好みなのでしょうか。

議会と宗務行政との間に、緊張関係が確保されている状況であれば、決してこのようなことが引き起こされることはなかったでしょう。われわれ議会の存在を如何にも軽くあしらう姿勢がこのような問題となって表れたと思われてなりません。議会は、宗務行政をチェックするという機能を十分果たしているといえるのでしょうか。この問題を機に、議会のあり方を検討することの必要性を強く訴え、合わせて、時間がないので詳しく申せませんが、この問題を通して、情報公開条例の設置と宗門における首都圏開教のあり方の検討委員会の設置を強く要望して質問を終わります。